

企業会計基準委員会御中

**企業会計基準適用指針公開草案第28号**  
**「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針(案)」**  
**に関する意見**

平成 20 年 2 月 11 日  
弁護士・公認会計士  
イリノイ大学アーバナー・シャンペーン校会計学修士課程  
中 村 慎 二

平成 20 年 1 月 24 日付貴委員会公表の掲題の公開草案に関する当職の意見を提出いたします。

本適用指針は、連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する実務上の指針を提供するものでありますが、「子会社」「関連会社」の概念は、他のいくつかの法令（会社法、銀行法、保険業法等において借用されているため、これらの関連法令の解釈においても、本適用指針が有する事実上の影響力には無視できない点があります（本適用指針がこれらの法令を拘束しないことは明らかであります。これらの法的環境は、財務報告における子会社・関連会社の範囲の決定をより予測可能にすることを求めていると解さざるをえません。）

かかる影響力を考慮の上、本適用指針の公表に際し、以下の論点に関する貴委員会の見解を適用指針中にご反映いただけるようにご検討をお願い申し上げます。

**【論点 1】「議決権」の意義 - 議決権制限株式の取扱い（5 項関係）**

（案 1）議決権制限株式に係る議決権は、制限の程度にかかわらず（つまり、株主総会のいずれかの事項につき議決権が付与されている限りにおいて）行使し得る議決権の総数に含まれる

（現在の「結論の背景」に現れた見解、及び従来解釈）

（案 2）役員を選任議案、定款の変更等の他の会社の財務及び営業又は事業の決定に関する議案のいずれかに関して議決権が付与されている限りにおいて、行使し得る議決権の総数に含まれる。

（監査委員会報告 60 号 2 (4) 参照）

（理由）

議決権の保有によって支配または重要な影響力が生じるのは、株主総会決議に自己の意思

が反映され、その結果対象企業の事業活動にその意思が反映される蓋然性が高いためである。

従って、議決権を保有しているといえどもそれを行使できる事項が限られるほど、議決権行使による支配または影響力の程度は低くなるわけであるから、議決権制限株式の制限の度合いは支配または重要な影響力の有無を検討する上で無視できない要素とも思われる。

そこで、この要素を検討上のどの要件に反映させるかについて明確化していただきたい。

論点は、(案1)のように、行使し得る「議決権」の定義上で議決権制限株式の「議決権制限」という要素を一切考えない場合には、

(但書要件として)最終的に総合考慮する段階で、議決権を過半数(または20%以上)保有しているにもかかわらず支配または重要な影響力が存在しない場合に該当しないかどうかを検討する場合の一材料として、議決権が制限されている点を考慮するか、または

完全無議決権株式でない限り、議決権の制限の程度は検討する必要はないと判断するかという点につきると思われる。

また、(案2)のように、行使し得る「議決権」の定義上、カウントされる議決権株式とそうでないものを形式上はっきりさせる考え方もありうると思われる。典型的に会社の事業活動に影響を及ぼすことができる議決権事項は一部であるともいえるので、行使し得る「議決権」の対象事項によって、議決権制限株式を議決権の算定上考慮するか無視するかを峻別することも可能である。

よって、以上の両案のうちいずれを採用するかについて適用指針上明確にしていきたい。

## 【論点2】「同意している者」の意義 (3項(5)関係)

監査委員会報告60号に比べて、公開草案における「同意している者」の定義はより曖昧かつ一般化されているが、この理由を明確にしていきたい。これは「同意している者」の範囲を拡大するものと解するべきか。従来の監査委員会報告60号の規定に何か問題点があったということであろうか。

「同意している者」は、「緊密な者」とは異なり、監査委員会報告60号において具体的な定義や判断材料が少ないため、現場においては「同意している者」に該当するかどうか意見が分かれる場面が決して少なくない。

同意している者が問題になるのは、株主間契約(協定/合意)またはこれに準じた合意が交わされている場合で、ごく一部の事項に関する議決権の共同行使が約束されている場合である(完全な議決権の共同行使が約定されていれば「同意している者」に該当するであろう)。

### (1) 議決権制限株式に関する論点の類推

ここで、他の株主が、ある株主と同内容の議決権行使に同意している場合で、対象事項に限

定されている場合、議決権制限株式を保有しているのと類似の状況になると思われる。よって、論点1の結果によって本論点の結論も変わってくると思われる。

つまり、(案1)のように制限の程度にかかわらずと考えれば、ごく一部の事項について議決権の行使に同意する合意があった場合でも、完全な「同意する者」とみなして行使可能な議決権の割合を算定することが合理的である。

これに対して(案2)のように、対象事項によって行使される「議決権」であるかどうかは分かれるのであれば、この場面においても、いかなる事項につき議決権の行使の同意がなされているのかを検討する必要がある。

かかる点を明確化していただきたい。

## (2) 相互同意の場合

例えば少数派株主のAとBが、それぞれの会社の役職員を対象会社の役員として選任する議案には賛成票を投じることを同意した結果、AもBも当該議案に関する議決権を相当数行使できることとなる場合に、「同意する者」をどのように認定するか。

考えられる見解は、形式的に、AはBの「同意する者」、BはAの「同意する者」とそれぞれ考え、

- イ) AとBの共同行使による議決権が過半数となる場合：AもBもそれぞれ議決権の過半数を有する者として一応認定したうえで、その他の要素を考慮し、AまたはBのうちいずれかに支配を認定する(またはJVの場合のように、いずれも支配を行使し得ないと認定する)(Aの支配とBの支配は両立しないため)
- ロ) AとBの共同行使による議決権が20%以上50%以下の場合：両者ともに重要な影響力を有すると認定する(重要な影響力は複数両立しうるため)

重要な影響力は複数両立しうるが支配は複数非両立の関係にあるため、一応とはいえ、上記の事例においてAもBも過半数議決権保有者と認定することに問題がないか否かを明確化していただきたい。そもそも、お互いに「同意する者」に該当する可能性はあるのか。

これに対して、「同意する者」は、主となる者に対して従たる関係にある者のみを指すと考えたと、上記のような場面においては、Aが「取締役の選任」という議案に関し、完全に自己の希望する意思を実現できない(Bの指名する取締役の選任に賛成するという条件を満たさなければBは、Aの希望する候補者を取締役にすることに賛成してくれない)という点で、Aは議決権行使に関してBの完全な同意が得られていないと考えられる。

このような場合は、同意に条件がついており、その同意が必ずしも自己の意思に合致するとは限らない場合は、完全な同意ではないと考え、Bはそもそも「同意する者」には該当しないと考えることもできるのではないかと考えられる。

### (3) 共同行使特約の場合

そもそも「同意する者」は対等関係ではなく主従関係を想定していると思われる。AとBが対等な立場で共同行使を約束する場合、AはBと共通の結論に到達するために譲歩しなければならない場合もある。よって、完全に議決権を保有していれば自己の意思を反映できた事項も、共同行使では反映できない可能性がある。よって、完全対等の立場で共同行使合意をした場合は、そもそもBはAの「同意する者」にはあたらないと考えるが、それでよいが。

それどころか、共同行使の制約に服することによって、A自身が保有していた議決権の行使も制約を受けることになる。よって、A自身の議決権のうち共同行使の対象になった議決権は、もはや完全にコントロールができなくなったことになるため、実は行使し得る議決権からも外れるのではないかという論点がある。

ただし、論点1の議決権制限株式の論点を類推すると、議決権制限株式であっても行使し得る議決権として算入されるという案1の考え方からすると、一部の事項についてのみ共同行使の制約が付されても、残りの事項について完全の自己の思うように議決権行使ができるのであれば、総合的にみて議決権制限株式よりは権利の幅が広いことになり、行使し得る議決権としての適性は失っていないことになる。

これに対して、案2の立場では、共同行使の制約を受けていない部分の議決権行使事項として一定の重要事項が残されているかどうかを検討することになると思われる。

このような点からも、現状の「同意する者」の定義はあいまいであるといわざるを得ない。適宜必要要件や事例やQ & Aを追加する等により概念の明確化をお願いしたい。

以 上